

第3次 かがわ男女共同参画プラン

概要版



男女がともに、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、第3次かがわ男女共同参画プランを策定しました。

▶▶ 計画の性格

男女共同参画社会基本法(第14条)
香川県男女共同参画推進条例(第8条)
に基づく法定計画

▶▶ 計画の期間

平成28年(2016年)度から
平成32年(2020年)度まで



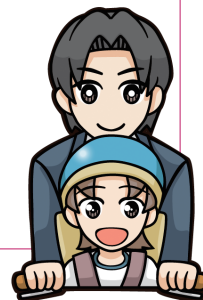
▶▶ 計画の基本理念

香川県男女共同参画推進条例(第3条)に定める4つの基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないための配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立

▶▶ 計画の内容

| 基本目標 | 重点目標 |
|--|---|
| <p>I</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し 2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 3 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 4 国際的視点に立った男女共同参画の推進 |
| <p>II</p> <p>あらゆる分野における女性の活躍の推進</p> | <ol style="list-style-type: none"> 5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 6 男女の仕事と生活の調和 7 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保 8 農山漁村での男女共同参画の推進 9 地域における男女共同参画の推進 10 科学技術・学術における男女共同参画の推進 |
| <p>III</p> <p>女性の安全・安心対策の推進</p> | <ol style="list-style-type: none"> 11 女性へのあらゆる暴力の根絶 12 生涯を通じた女性の健康支援 13 困難を抱えたあらゆる女性が安心して暮らせる環境の整備 |



重点目標 1

男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し

社会制度や慣行などの中に差別や不平等な役割分担が認められ、それが個人の個性と能力の発揮を阻害すると考えられる場合には、社会全体で議論し、社会的合意を得ながら見直しを進めていくような気運の醸成を図ります。

- (1) 人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供
- (3) メディア等における男女共同参画の視点での表現

重点目標 2

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女共同参画に関する理解を深め、主体的に進路を選択する能力と態度を身につけるような教育・学習の充実を図ります。

- (1) 男女共同参画を推進する教育・学習
- (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

重点目標 3

男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。

- ・男女共同参画の視点に立った県民挙げての防災体制の確立

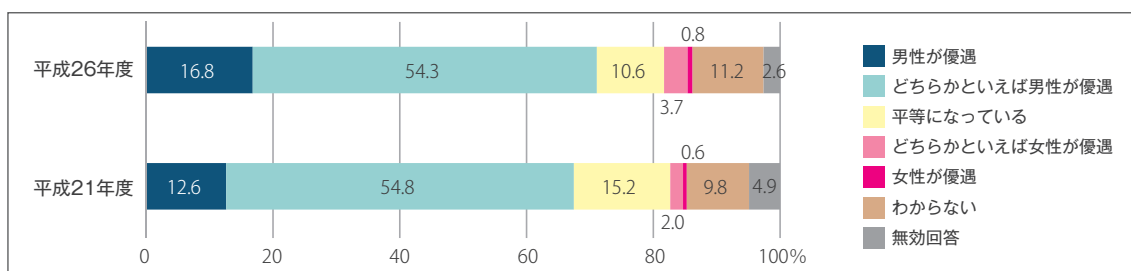
重点目標 4

国際的視点に立った男女共同参画の推進

国際的な規範や基準の普及・啓発を図るとともに、外国人住民と日本人住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、共にいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができる香川づくりに努めます。

- ・国際的視点に立った男女共同参画の推進

社会全体における男女の地位の平等感 (香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」)



「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について (香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」)



重点目標 5

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政策・方針決定過程への女性の参画の推進について、県の取組みを進め、市町や企業などへの働きかけを行うとともに、人材の養成に努めます。

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (2) 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供

重点目標 6

男女の仕事と生活の調和

長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組むことの必要性や意義などについて広報・啓発に努めます。また、地域における子育てや介護支援の充実を図ります。

- (1) 従来型の働き方の改革などによる仕事と生活の調和の実現
- (2) 地域における子育てや介護支援の充実

重点目標 7

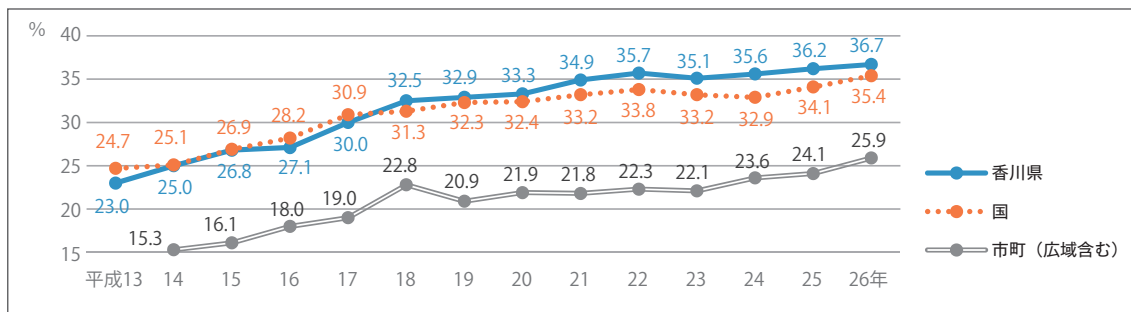
雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性の能力発揮のための積極的取組みに向けた気運の醸成を図ります。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨の周知を図るとともに、同法がより確実に遵守され定着するよう努めます。

- (1) 働く女性の活躍推進
- (2) 雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
- (3) 働く男女の健康管理対策の推進
- (4) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備

審議会等の女性委員の割合

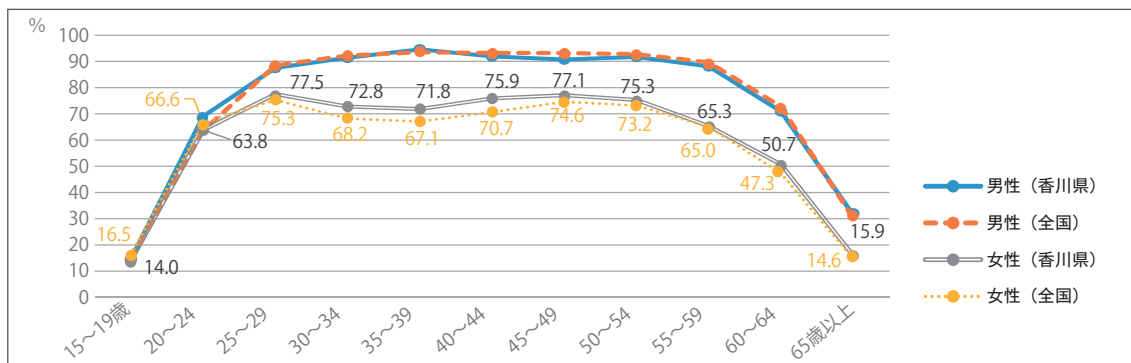
(香川県/市町 香川県男女参画・県民活動課調べ、国 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」)



※香川県：各年度末現在、国：各年9月末現在、市町：各年4月1日現在

年齢階級別有業率

(総務省「就業構造基本調査」(H24))



重点
目標 8

農山漁村での男女共同参画の推進

農山漁村における女性の主体的な経営参画推進に取り組みます。また、高齢化の進展を見据え、女性・高齢者が働きやすい就業条件などの整備を進めます。

- (1) 女性の主体的な経営参画推進
- (2) 女性・高齢者が働きやすく活動しやすい環境づくり

重点
目標 9

地域における男女共同参画の推進

地域において、男女共同参画の視点を生かしつつ、多様な主体が連携・協働して課題を解決する実践的活動に重点をおいた取組みを進めるとともに、地域におけるさまざまな活動への男女の共同参画を推進します。

- ・地域における男女共同参画の推進

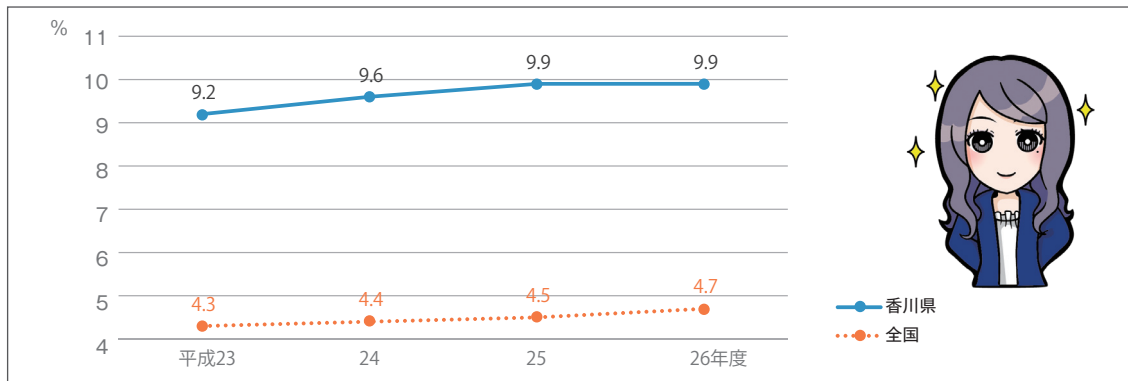
重点
目標 10

科学技術・学術における男女共同参画の推進

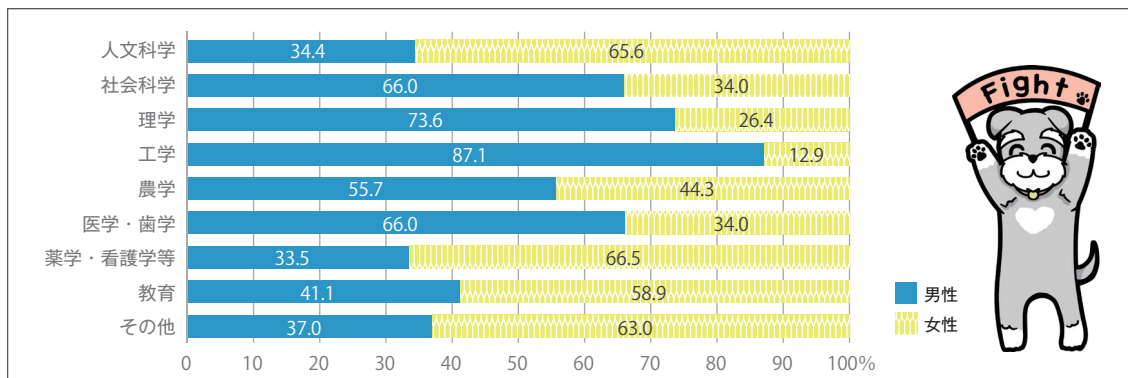
研究現場を主導する女性研究職・技術職の登用推進を、大学、公的研究機関、企業等に働きかけるとともに、女性研究者・技術者が継続して活動できる環境整備や、科学技術の魅力を伝えることができる理科教育の推進などに努めます。

- ・科学技術・学術における男女共同参画の推進

自治会長に占める女性の割合 (香川県男女参画・県民活動課調べ、内閣府「男女共同参画白書」)



専攻分野別に見た学生の男女割合 (全国) (文部科学省「学校基本調査」(H26))



重点目標 11

女性へのあらゆる暴力の根絶

女性への暴力を許さない社会意識の醸成や関係機関の連携強化など、総合的な対策に取り組みます。また、配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発に取り組むとともに、県と市町の連携を核とした切れ目のない被害者支援を行います。さらに、性犯罪、子どもに対する性暴力、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等への対策に取り組みます。

- (1) 女性への暴力を根絶するための基盤づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- (3) 性犯罪への対策の推進
- (4) 子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進
- (5) 売買春への対策の推進
- (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (7) ストーカー行為等への対策の推進



重点目標 12

生涯を通じた女性の健康支援

女性のライフステージに応じた健康づくりを推進するとともに、妊娠・出産などに関する健康支援を推進します。また、HIV／エイズや性感染症、薬物乱用、喫煙や過度の飲酒など、健康をおびやかす問題についての総合的な対策を推進します。

- ・生涯を通じた女性の健康支援

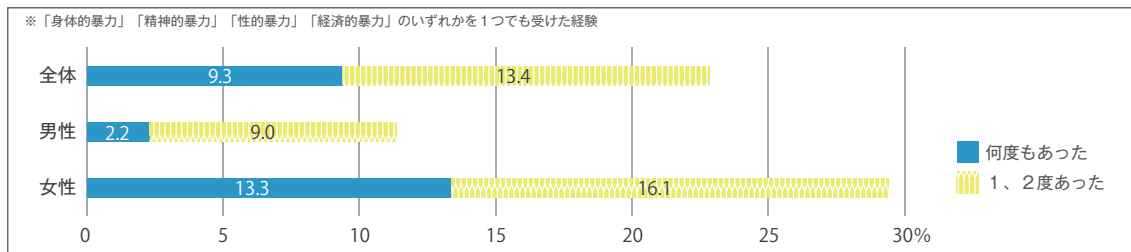
重点目標 13

困難を抱えたあらゆる女性が安心して暮らせる環境の整備

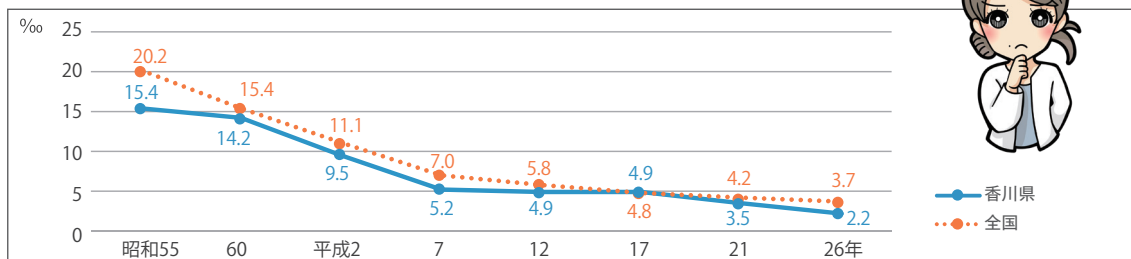
貧困など生活上の困難に直面する女性に対し、生活面と就労面の両方からの支援を行います。さらに、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援を行います。また、高齢者・若年者・障害者等の男女が安心していきいきと暮らすための支援を行います。

- (1) 貧困など生活上の困難に直面する女性への支援
- (2) 高齢者・若年者・障害者等への支援

配偶者等からの暴力の被害経験 (香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」(H26))



周産期死亡率 (出産千対) (厚生労働省「人口動態統計」)



▶▶ 目標とする指標

| 基本 目標 | 項 目 | 現状 (H26年度) | 目標 (H32年度) |
|----------|---|--------------------|--------------------|
| I | 市町男女共同参画計画策定率 | 94.1% (16/17市町) | 100% |
| | 男女共同参画の推進に関する講演会男性参加者数〔累計〕 | — | 1,000人 |
| II | 県の審議会等に占める女性委員の割合 | 36.7% | 40%以上 |
| | 市町の審議会等に占める女性委員の割合 | 25.9% | 30%以上 |
| | 女性防災士数 | 163人 | 343人 |
| | 子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数 | 150社 | 252社 |
| | 女性活躍推進の自主宣言 「かがわ女性キラサボ宣言」登録企業数 | — | 180社 |
| | 利用者支援事業実施か所数 | 6か所 | 16か所 |
| | 地域子育て支援拠点事業実施か所数 | 77か所 | 98か所 |
| | 保育所等利用待機児童数 | 129人 (H27年度当初) | 年度当初：0人 年度途中：0人 |
| | 病児・病後児保育事業実施か所数 | 18か所 | 23か所 |
| | 放課後児童クラブ実施か所数 | 216か所 | 267か所 |
| | 6次産業化や農商工連携に新たに取り組む経営体に占める 女性の経営体の割合 | 25% | 30%以上 |
| | 農業委員に占める女性の割合 | 4.7% | 7%以上 |
| | 女性認定農業者の新規認定数〔累計〕 | — | 46人 |
| | 女性指導漁業士の新規認定数〔累計〕 | — | 5人 |
| III | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための 施策の実施に関する基本計画策定市町数 | 6/17市町 | 17/17市町 |
| | DV予防啓発講演会の参加者数〔累計〕 | — | 900人 |
| | 10代の人工妊娠中絶実施率（15歳以上20歳未満女子人口千人対） | 7.8 (H25) | 6.5 |
| | 子宮がん検診受診率 | 35.2% (H25) | 50%以上 (毎年度) |
| | 乳がん検診受診率 | 31.8% (H25) | 50%以上 (毎年度) |

▶▶ 計画の推進

県の推進体制の充実など

香川県男女共同参画推進本部

香川県男女共同参画推進本部規則に基づき設置する、知事、副知事、各部局長などで構成する庁内組織。男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めます。

香川県男女共同参画審議会

香川県男女共同参画推進条例に基づき設置する県の附属機関。男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議します。

進行管理

個々の施策について適切な進行管理を行うとともに、計画の進捗状況を毎年度公表します。



市町との連携

市町の推進体制の整備・充実と、地域の実情を踏まえた男女共同参画計画の策定や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大などに取り組むよう働きかけるとともに、連携して施策を推進します。

県民の参加、協力、理解の推進

男女共同参画推進員

かがわ男女共同参画推進員設置要綱に基づき委嘱し、地域での男女共同参画社会づくりに向けた活動を支援します。

広報・啓発活動や教育・学習機会の提供

男女共同参画に関する県民や事業者の理解を深めるため、広報・啓発活動や教育・学習機会の提供に努めます。

関係機関、民間団体などとの連携

国、民間団体、企業、関係団体との連携を一層強化します。

男女共同参画の推進に関するキーワード

社会的性別（ジェンダー）の視点

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行うものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成27年に10年間の時限立法として成立した。豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要であるとして、女性の職業生活における活躍を推進することを規定する。

なお、同法第6条において、県は女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものと規定されている。また、常時雇用する労働者数が300人を超える事業主は一般事業主行動計画を定め、厚生労働大臣に届け出ることとなっている。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130カ国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。

香川県政策部男女参画・県民活動課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1-10
TEL 087-832-3197 FAX 087-831-1165

URL <http://www.pref.kagawa.lg.jp/danjo/sankaku/> 平成27年12月発行